

令和2年5月11日

年度限定保育事業実施保育所  
運営事業者 各位

横浜市こども青少年局保育対策課長

## 年度限定保育事業の登園自粛に伴う利用料（保育料）の日割り対応について

日頃から本市保育・教育行政にご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。令和2年4月8日付こ保運第127号「緊急事態宣言の発出に伴う保育所等の対応について」等でお知らせしておりました「児童が登園を控えていただいた場合の利用料（保育料）の日割り対応」について、取扱いをお知らせします。

また、すでにお支払いいただいた利用料（保育料）と、登園日数に応じた日割り分の利用料（保育料）との差額の還付については第1四半期の補助金の支払い時（7月～8月）を予定しています。そのため、恐れ入りますが5月分の利用料（保育料）については徴収を延期していただきますようご協力をお願いします。連絡が遅くなり大変申し訳ありませんが、よろしくをお願いします。

### 1 対象児童

対象期間中に年度限定保育事業を利用している児童。

### 2 対象期間

#### 4月8日（水）～5月31日（日）

- ※ 令和2年4月8日付の通知では、対象期間を4月8日（水）～5月6日（水）としておりましたが、登園自粛要請期間の延長に伴い、終了日を5月31日（日）に変更します。
- ※ 終了日は、緊急事態宣言や今後の感染拡大の状況等を踏まえ、再度変更する場合があります。その場合は、改めてお知らせします。
- ※ 4月8日以前の利用料（保育料）については還付の対象とならないため、登園の有無にかかわらず、日曜日・祝日を除いた在籍日数分の利用料（保育料）が発生します。

### 3 各施設の皆さまにご協力いただきたいこと

#### (1) 5月分の利用料（保育料）徴収延期について

5月分の利用料については、保護者負担を鑑み、徴収を待っていただきますようご協力をお願いします。また、既に徴収している場合は、大変お手数ですが一旦保護者へ返金いただきますようご協力をお願いします。

後日、登園状況を確認のうえ、保護者の日割り利用料の金額を6月中にはお伝えします。恐れ入りますが、徴収については、4月分の保護者差額分返金時に併せて行っていただきますようお願いいたします。

## (2) 登園日数の照会

横浜市で「変更後の利用料(保育料)」を算定する際の基礎となる「実際の登園日数」を把握するため、5月下旬に改めて、児童ごとの「登園日数確認リスト」の記入を依頼させていただきます。

## (3) 還付について

既に全額徴収している4月分の利用料(保育料)の保護者への還付分及び、5月の保護者の日割り利用料を除いた保育料の還付分は、7月～8月の第1四半期補助金お支払い時に振込いたします。振り込まれましたら、保護者へ4月分の差額を返金いただきますようよろしくお願いいたします。

※ 還付の流れについては、別紙「利用料還付の流れ」も併せてご確認ください。

### 【参考：4月、5月の還付額の考え方】

例：4月1日から年度限定事業利用開始、月額利用料 50,000 円の保護者の場合

	通常の利用料 (a)	登園日数に応じた 変更後の利用料 (b)	差額 (a - b) = 還付金額
4月	50,000	20,000	① 30,000
5月	50,000	40,000	② 10,000

#### ① 4月分の考え方

対象期間外の4月1日～7日は登園の有無にかかわらず、登園日数として計上

(4月1日から在籍している場合は6日)

対象期間の4月8日～30日の間、登園した日数が4日

通常の利用料(50,000円) × 登園日数(6日 + 4日 = 10日) ÷ 25

= 20,000円 (変更後の利用料)

通常の利用料(50,000円) - 変更後の利用料(20,000円) = 30,000円 (還付金額)

4月分については既に全額(50,000円)徴収しているので、保護者還付分として30,000円を園は市に請求し、保護者へ返金

#### ② 5月分の考え方

対象期間の5月1日～31日の間、登園した日数が20日

通常の利用料(50,000円) × 登園日数(20日) ÷ 25 = 40,000円 (変更後の利用料)

通常の利用料(50,000円) - 保護者日割り利用料(40,000円) = 10,000円 (還付金額)

5月分については、利用料の徴収を延期しているので、4月分利用料の保護者への還付に併せて、保護者から40,000円を徴収。園が本来得る通常利用料との差額(10,000円)については、園が市に請求し、園の助成金となる。

※ 還付金額については、登園状況の照会后、6月中に市から園にお伝えします。  
請求については7月の第1四半期の補助金請求時に併せて請求いただきます。

#### 【担当】

こども青少年局保育対策課

TEL 045-671-4469

利用料還付の流れ(年度限定保育)

